

農協・森林組合・卸売市場などへの 生しいたけ・乾しいたけの出荷分について

生しいたけ・乾しいたけを農協や森林組合、卸売市場に出荷し、協同組合特例や卸売市場特例に該当する場合(乾しいたけの市場は卸売市場特例の対象となりません)、買い手は農協等が発行する書類で仕入税額控除ができるので、新たに対応する必要はありません。

なお、上記の特例に該当しない場合等には、出荷先は仕入税額控除ができなくなるので、出荷先から相談があった場合は、取引条件について話し合ってください。

○ 農協や森林組合に出荷している場合

農協や森林組合の組合員が、農協や森林組合に対して、通常、販売を委託した場合(無条件委託方式※1)かつ共同計算方式※2に限る)は、組合員から買い手に対するインボイスの交付義務は免除されます。【協同組合特例】

この場合、買い手は、農協や森林組合が発行する書類で仕入れに係る消費税分を仕入税額控除することができます。

※1 無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること

※2 共同計算方式

一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること

○ 卸売市場に出荷している場合

卸売市場※において、出荷者から委託を受けて行う生鮮食料品等の販売は、出荷者から買い手に対するインボイスの交付義務は免除されます。【卸売市場特例】

この場合、買い手は、卸売市場が発行する書類で仕入税額控除をすることができます。

※ 卸売市場特例の対象となる卸売市場は、以下のとおり。

①:農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場

②:都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場

③:①及び②に準ずる卸売市場として農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場のうち農林水産大臣の確認を受けた卸売市場

注: 乾しいたけの市場は、通常、開場日数が少なく、卸売市場法に規定する卸売市場(それに準ずる卸売市場を含む)に当たらないことから、卸売市場特例の対象とはなりません。

○ 農協や森林組合に委託して出荷している場合で協同組合特例に該当しない場合や、乾しいたけの市場に出荷している場合

・ 買い手が簡易課税事業者等である場合

買い手が簡易課税事業者※や免税事業者であれば、インボイスの交付は求められません。

※ 簡易課税事業者

課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択することができます。

簡易課税事業者は、「売上げに係る消費税額」に基づいて「仕入れに係る消費税額」を計算するため、仕入れに係るインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能となっています。

・ 買い手が課税事業者(簡易課税事業者を除く)である場合

1 買い手は、生産者からの仕入れに係る消費税分を仕入税額控除できなくなるため、出荷先の農協や森林組合、市場等から相談があった場合は、経過措置^(※)なども考慮して、価格面も含めた取引条件について話し合ってください。

※ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

買い手である課税事業者は、免税事業者からの仕入れであっても、

- ① 令和5年10月から3年間は、仕入れに係る税額の80パーセント控除可能
- ② 令和8年10月から3年間は、仕入れに係る税額の50パーセント控除可能

2 販売先の課税売上高が1億円以下である場合、インボイス制度の開始後6年間は、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存を不要とする特例が措置されており、インボイスの交付を求められない可能性があります。【少額特例】

3 また、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始後3年間は、納税額を売上税額の2割に軽減する措置が設けられています。【2割特例】

4 経過措置(上記①)や2割特例により制度開始から3年間は、免税事業者と課税事業者どちらであっても事業への影響は限定的ですが、今後の経営発展を考えて、課税事業者(簡易課税事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。